

知って
使って
商工会議所

労働保険の加入はお済みですか？

労働保険事務組合への事務委託をお勧めします！

Q
&A

労働保険の加入は絶対？

労働保険は、労働者を1人でも雇っている場合、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働保険の事務手続き
が煩わしい…

事務処理に
手が回らない



労働保険とは？

労働者災害補償保険(いわゆる「労災保険」)と雇用保険を総称した言葉であり、保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

《1》労災保険について…

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の能力開発及び向上、その他の労働者の福祉の増進を図る為の事業も行っています。

《2》雇用保険について…

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

加入を怠ると？

労働者を一人でも雇っている場合、事業主の方は必ず労働保険に加入する義務があります。未加入の場合は、業務上の災害や失業等により、労働者から請求があった場合に、全額事業主の負担となるばかりでなく、遡って保険料の徴収及び追徴が行われる等、思わぬ出費となりがねません。

【お問い合わせ先】

東大阪商工会議所 振興部
東支所

TEL:06-6722-1151

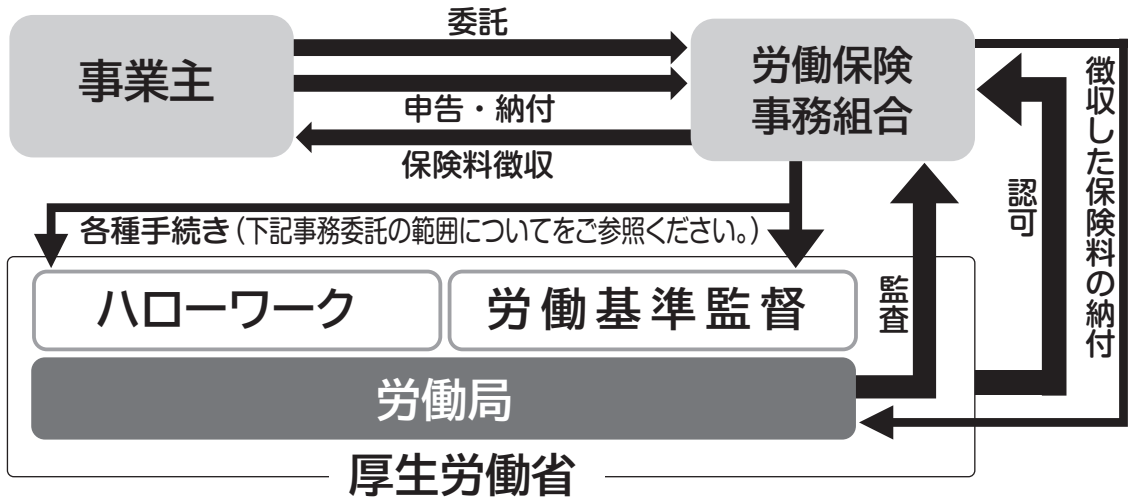
TEL:072-984-1151

[受付時間]午前9時～午後5時30分
※土日祝日及び年末年始除く

労働保険事務組合について

事業主のみなさんに代わって雇用保険の届出・保険料の申告納付など、煩雑な事務をお引き受けするのが、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合です。

《労働保険事務組合の業務の仕組み》



加入メリットについて

- …労働者と共に事業主や家族も労災保険に加入できます。(特別加入制度※参照)但し、常時使用労働者を1名以上雇用していることが要件です。
- …労働保険料の額にかかわらず分割納付(3回)ができます。
- …労働保険料の申告・納付の事務量を軽減できます。

特別加入制度とは？

法人役員または事業主などが、仕事中にケガをしても労災の適用は通常ありませんが、事務組合に委託すると、特別加入制度で中小企業の事業主や家族・役員の方も労災保険に加入することができます。

事務委託の条件

- …東大阪商工会議所の会員
- …常時使用労働者が300人以下(卸売業・サービス業の場合は100人以下、金融業・保険業・不動産業・小売業の場合は50人以下)の事業主であること

※本所では、建設業の新規取り扱いは致しておりません。

事務委託の範囲について

- …概算保険料、確定保険料などの申告及び納付の事務
- …保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- …労災保険の特別加入に関する申請等に関する事務
- …雇用保険の被保険者に関する届け出等の事務
- …その他労働保険についての申請・届出・報告に関する事務

※なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険および雇用保険の保険給付に関する請求等の事務は、労働保険事務組合が行うことのできる事務から除かれています。

労働保険事務組合の加入いくらかかるの？

[1]東大阪商工会議所会費
24,000円~/年

[2]事務委託手数料(年額)
※右記参照

雇用保険にかかるとなる手数料	1~4人	9,240円
	5~9人	12,540円
	10~14人	15,840円
	15~29人	18,480円
	30~49人	23,100円
	50人~199人	31,680円
200人以上	46,200円	

労災保険にかかるとなる手数料

当該年度概算保険料の5%
(100円未満切り捨て)×1.1

但し、上限を33,000円、
下限を3,740円とする。

※上記金額はすべて税込価格です